

DENKOKU ROBO2

ご利用になる前に必ずお読みください。

この度は、弊社商品 DENKOKUROBO2 をお買い求め頂きましてありがとうございます。
以下の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）をお読みください。本契約書が添付されているソフトウェア（DENKOKUROBO2）及び商品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）をインストールまたは使用した場合には、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意されたものとみなされます。また以後の返品はいかなる理由においてもお受けできません。お客様は本契約に同意できない場合、未使用の本ソフトウェア製品を直ちに購入店にご返却いただけましたら、お支払いいただいた金額を払い戻しいたします。

使用許諾契約書

お客様（以下甲という）と 株式会社マップコン（以下乙という）は本ソフトウェア製品の使用に関して以下の条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条（本ソフトウェア製品）** 本ソフトウェア製品とは、甲が購入した商品（ダウンロードによって記憶された一切のコンピュータプログラム、データ、文書、ならびに印刷物、付属機器を含む）を指す。
- 第2条（著作権）** 本ソフトウェア製品の著作権は乙に帰属する。
- 第3条（使用权）** 乙は本ソフトウェア製品の非独占的使用を甲に許諾する。これにより生ずる使用权は、甲が保有するコンピュータシステムに於いて本ソフトウェア製品を使用する場合にのみ有効である。
- 第4条（複製の禁止）** 甲は本ソフトウェア製品の複製をバックアップ以外の目的で行ってはならない。甲に於いて本条項に違反をした場合、甲の作成した複製品の所有権は乙に所属するものとし、乙は即時全複製品の引き渡しを甲に対して要求し得るものとする。
- 第5条（貸与等の禁止）** 甲は第3条に規定する本ソフトウェア製品の使用权を、譲渡または貸与等の方法で第三者に行使させてはならない。
- 第6条（賠償請求）** もし甲に於いて、第4条、第5条に違反して本ソフトウェア製品の複製または貸与等を行った場合、乙は甲に対し、損害賠償の請求に代えて、本ソフトウェア製品の希望小売価格に複製枚数または貸与等回数に乗じた額を請求できる。
- 第7条（免責）** 乙は本ソフトウェア製品の使用により生じた損害に関してはいかなる責任も負わないものとする。
- 第8条（変更）** 乙は甲に予告なしに本ソフトウェア製品の変更を行うことがある。
- 第9条（サポート）** 本契約を締結した場合、乙は甲に対し本ソフトウェア製品の問い合わせに対する回答を提供する。問い合わせ及び回答は電子メールを利用して行うものと定める。このサービスは、本ソフトウェアの製品の最新版プログラムを利用した場合において保障する。

株式会社 マップコン

お問い合わせ先：query@mapcom.co.jp